

不妊治療と仕事の両立支援で 誰もが長く働ける職場を目指しましょう

Q. なぜ、両立支援が必要なのでしょう？

仕事と不妊治療の両立状況

不妊治療を経験した方のうち**26.1%**の方が、不妊治療と仕事を両立できずに離職したり、雇用形態を変えたり、不妊治療をやめたりしています。

企業にとって、両立が困難なことにより離職する人材が増えることは、労働力の減少、ノウハウや人的ネットワーク等の消失、新たな人材を採用する労力や費用の増加などのデメリットをもたらします。



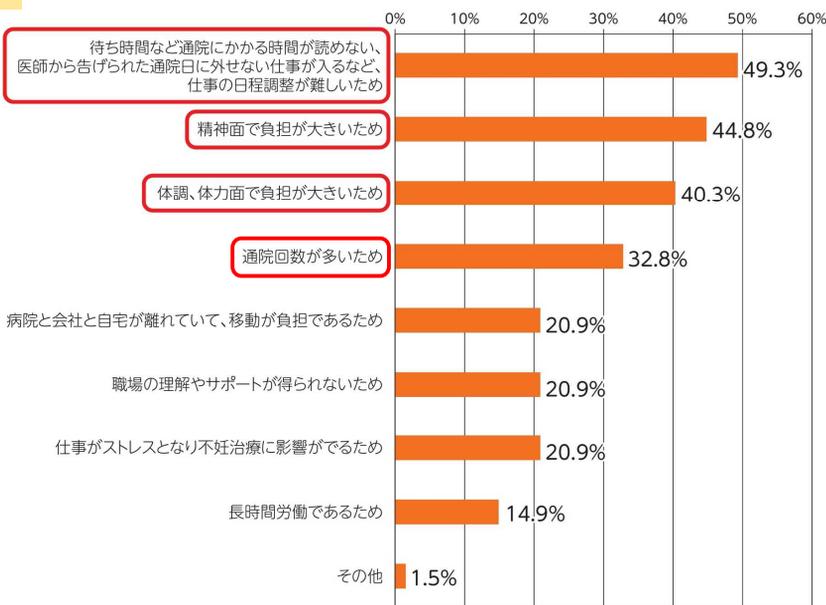
出典：厚生労働省「令和5年度 不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査」

仕事と治療の両立ができなかった理由

両立に困難さを感じる理由には、通院と仕事の日程調整の難しさ、精神面での負担の大きさ、体調、体力面での負担の大きさ、通院回数の多さがあります。



社員が不妊治療をしながら働き続けやすい職場づくりを行うことは、安定した労働力の確保、社員の安心感やモチベーションの向上、新たな人材を引き付けることにつながり、企業にとっても大きなメリットがあります。



出典：厚生労働省「令和5年度 不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査」

Q. どのような制度や取組が求められるのでしょうか？

不妊治療のために利用可能な 休暇・休職制度の導入

- ・ 休暇制度
- ・ 失効年次有給休暇の積立制度
- ・ 半日単位又は時間単位の年次有給休暇の取得制度
- ・ 休職制度

柔軟な働き方に資する 制度の導入

- ・ フレックスタイム制
- ・ 時差出勤制度
- ・ 短時間勤務制度
- ・ テレワーク勤務制度
- ・ 再雇用制度
- ・ 所定外労働の制限、免除

その他不妊治療に関連する 取組の実施

- ・ 治療費の補助又は貸付制度
- ・ 相談体制の整備
- ・ 研修やセミナー等、周囲の理解を深めるための啓発活動
- ・ ハラスメント防止措置の実施
- ・ 社員のニーズ調査の実施

Q. 不妊治療と仕事の両立支援に活用できる助成金がありますか？

働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）

生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む**中小企業事業主**の皆さまを支援する助成金です。**不妊治療休暇制度を導入したい場合**に活用できます。



▲詳細はこちら

両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた**中小企業事業主**の皆さまを支援する助成金です。**労働者が休暇制度・両立支援制度を利用した場合**に活用できます。



▲詳細はこちら

対象となる事業主	次の①～⑥のいずれか又は複数の制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主 ①不妊治療のための休暇制度（多目的・特定目的とも可） ②所定外労働制限制度 ③時差出勤制度 ④短時間勤務制度 ⑤フレックスタイム制 ⑥テレワーク
申請のステップ	両立を支援する旨の企業トップの方針の周知⇒社内ニーズ調査⇒就業規則等の規定の周知 ⇒両立支援担当者の選任⇒労働者との面談・「不妊治療両立支援プラン」の策定
支給額	A「環境整備、休暇の取得等」 最初の労働者が休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）利用⇒ 30万円 B「長期休暇の加算」 Aを受給し、労働者が不妊治療休暇を20日以上連続して取得⇒ 30万円 ※A・Bともに1事業主あたり1回限りの支給

Q. 不妊治療と仕事の両立支援に取り組むと受けられる認定がありますか？

くるみんプラス、プラチナくるみんプラス、トライくるみんプラス

次世代育成支援対策推進法に基づき、育児と仕事の両立支援に取り組み、くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんのいずれかの認定基準を満たした上で、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組んだ企業は、それぞれの認定に「プラス」して認定を受けることができます。



認定基準 1	次の（1）及び（2）の制度を設けていること （1）不妊治療のための休暇制度 （2）不妊治療のために利用することができる次のうちのいずれかの制度 ①半日又は時間単位の年次有給休暇 ②所定外労働の制限制度 ③時差出勤制度 ④フレックスタイム制 ⑤短時間勤務制度 ⑥テレワーク
認定基準 2	不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針を示し、講じている措置の内容とともに労働者に周知していること
認定基準 3	不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること
認定基準 4	不妊治療を受ける労働者からの不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じるための担当者（両立支援担当者）を選任し、労働者に周知していること

一般事業主行動計画に「不妊治療と仕事の両立に関する目標」を盛り込むことをご検討ください

次世代育成支援対策推進法に基づき、常用労働者数101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定することが義務となっています（100人以下の企業は努力義務）。

プラス認定を受けるにあたり、不妊治療と仕事の両立に関する目標を盛り込むことは必須ではありませんが、企業の方針を明確化し、取組をより計画的に実施するために、目標を盛り込むことが望ましいです。

Q. 就業規則の整備のしかた、研修の実施のしかたがわかりません。

不妊治療と仕事との両立のために（厚生労働省HP）

厚生労働省HPでは、休暇制度等両立支援制度を導入する場合の規定例や、研修の実施例等を公開しています。

不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル（パンフレット）

企業向けの制度導入マニュアルです。先進的な取組を実施している企業の取組事例を多数掲載しています。



▲厚生労働省HPはこちら

ご相談・資料送付のご希望は山口労働局雇用環境・均等室へ ☎083-995-0390